

和歌山県紀美野町 令和8・9年度競争入札参加資格審査申請書提出要項(建設工事)

申 請 資 格	① 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者 ② 競争入札に参加しようとする業務と同一種類の業務を、競争入札に参加しようとする年度開始の日の属する年の1月1日(＝令和8年1月1日、以下「基準日」という。)の直前2年の各事業年度の期間(＝令和5・6年度)において完成させた実績があり、かつ、基準日の直前に到来した事業年度(＝令和6年度)の終了の日(＝令和7年3月31日)まで引き続き2年以上営業している者。ただし、営業に関して法律上登録を受けていることが必要とされる建設業関連業務については、当該登録を受けている者 ③ 国税及び町税を滞納していない者 ④ 町が指定した特別徴収義務者としてその納付に未納のない者(町内業者のみ) ⑤ 介護保険料及び後期高齢者医療保険料について未納のない者(町内業者のみ)
---------	---

申 請 方 法	インターネットを利用した電子申請。申請用 Web サイトに申請書類をアップロードし申請してください。 ※紙申請は一切できません。
電子申請サイト	BID-ENTRY https://bid-entry.com/
受 付 期 間	令和8年1月6日(火)～令和8年2月6日(金) 電子申請サイトは、期間中 24 時間利用できます。 ※ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。 2月6日までに申請手続きを完了し、申請受付書を印刷してください。 手続きが完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されますのでご注意ください。
補 正 期 間	令和8年2月 18 日(水)まで 申請期間終了後に、申請書類の不備を修正する期間(補正期間)を設けます。 申請書類に不備があり「差し戻し(補正要求)」メールを受信した場合は、すみやかに再申請を行ってください。 ※申請開始後、随時、審査・補正を行いますので、申請期間中も審査結果のメールが届きます。 ※補正が行われず、「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。
有 効 期 間	令和8・9年度の2年間(令和8年4月1日～令和 10 年3月31日)
システム利用料	町内業者(本社が紀美野町内にある業者) …… 無料 町外業者 …… 有料 1申請当たり1,540円(税込)
申請書の様式等	町ホームページよりダウンロードしてください。
問 い 合 わ せ 先	≪申請書や提出書類など申請に関すること≫ 紀美野町役場 企画管財課 TEL 073-489-5913 ※土・日・祝日を除く平日午前8時 30 分～午後5時(正午から午後 1 時を除く) E-mail kikaku@town.kimino.lg.jp ≪システムの操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法に関すること≫ ミラ株式会社 TEL 088-678-3450 ※土・日・祝日を除く平日午前9時 30 分～午後 4 時 30 分(正午から午後 1 時を除く) ※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っていません。

申請に必要な書類

入札参加資格審査申請書	指定エクセル様式(町ホームページよりダウンロードしてください) <u>※入札執行通知書の送付について、郵送から電子メールの使用を検討しております。そのため、通知を受け取ることが可能なメールアドレスを必ずご入力ください。</u> また、入力するメールアドレスは会社名義のものとし、個人名義のアドレスは原則入力しないでください。 「@town.kimino.lg.jp」からのメールを受信できるよう設定も併せてお願いします。
委任状	指定様式
工事経歴書	指定様式
営業所一覧表	任意様式可
技術者経歴書	任意様式可
使用印鑑届	指定様式
経営事項審査結果通知書 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	申請日時点で最新のもの
履歴事項全部証明書または住民票	【法人の場合】履歴事項全部証明書 【個人事業主の場合】代表者の住民票 申請日前3か月以内に発行されたもの
財務諸表類	直前1年分
印鑑証明書	申請日前3か月以内に発行されたもの
建設業許可証	申請する業務に必要な許可証
技術者の資格証	申請する業務に必要な技術者の資格証、監理技術者資格証等
納税証明書(国税)	申請日時点で最新のもの。「法人税」または「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明書。 【法人】納税証明書その3の3 【個人】納税証明書その3の2
納税証明書(市区町村)	法人(委任者)の所在地市区町村、個人事業主の住所地市区町村において、「法人住民税または町・県民税」、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、及び町民税特別徴収分に未納税額のないことが確認できる証明書。完納証明書でも可。
紀美野町に税の未納がない証明書	紀美野町内にある支店・事業所に契約締結関係を委任する場合、 もしくは、事業所が紀美野町にあり、事業主の住所が紀美野町外にある場合は、紀美野町において未納の税額がないことが確認できる証明書。完納証明書でも可。
備 考	登録後に登録内容の変更があった場合(新たな経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受けた場合を含む)は、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください。郵送等による書類の提出は不要です。